

平成28年第6回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料



## 「荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」の概要

## 特別職の給与改定 【平成28年12月期から改定】

<市長、副市長、教育長、企業管理者、病院事業管理者、市議会議員>

年間3.15月分 → **3.25月分**（0.1月分引上げ）

平成28年6月は支給済み、12月支給分から実施

特別職	現行	改定後	
	28年度	28年度	29年度以降
6月 期末手当	1.50月	1.50月	<b>1.55月</b>
12月 期末手当	1.65月	<b>1.75月</b>	<b>1.70月</b>
年間合計	3.15月	<b>3.25月</b>	<b>3.25月</b>

荒尾市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

<荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正>

第1条 (公布の日施行)	現 行	改 正 後
<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第2条 (平成29年4月1日施行)	現 行	改 正 後
<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

＜荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正＞

第3条（公布の日施行）

現	行	改正後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第4条（平成29年4月1日施行）

現	行	改正後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

＜荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正＞

第5条（公布の日施行）

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法)            第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内では別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法)            第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内では別に規則で定めるものとする。</p>

第6条（平成29年4月1日施行）

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法)            第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内では別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法)            第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内では別に規則で定めるものとする。</p>

< 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正 >

第7条 (公布の日施行)

現	行	改	正	後
(期末手当) 第6条 略	2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(期末手当) 第6条 略	2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	

第8条 (平成29年4月1日施行)

現	行	改	正	後
(期末手当) 第6条 略	2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(期末手当) 第6条 略	2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の右欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ同表の左欄に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例	第1条の規定による改正前の荒尾市長等の給与等に関する条例
改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例	第3条の規定による改正前の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例	第5条の規定による改正前の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬等支給条例	第7条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例



## 「荒尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の概要

## 1 一般職の給与改定

## ① 月例給【平成28年4月から遡及適用】

給料表を400円～1,500円引上げ（初任給・若年層に重点）

## ② 賞与【平成28年12月期から改定】

年間4.20月分 → 4.30月分（0.1月分引上げ）

一般職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
	28年度	28年度	29年度以降
6月 期末手当	1.225月〔1.025月〕	1.225月〔1.025月〕	1.225月〔1.025月〕
勤勉手当	0.80月〔1.00月〕	0.80月〔1.00月〕	<b>0.85月〔1.05月〕</b>
12月 期末手当	1.375月〔1.175月〕	1.375月〔1.175月〕	1.375月〔1.175月〕
勤勉手当	0.80月〔1.00月〕	<b>0.90月〔1.10月〕</b>	<b>0.85月〔1.05月〕</b>
年間合計	4.20月〔4.20月〕	<b>4.30月〔4.30月〕</b>	<b>4.30月〔4.30月〕</b>

再任用職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
	28年度	28年度	29年度以降
6月 期末手当	0.65月〔0.55月〕	0.65月〔0.55月〕	0.65月〔0.55月〕
勤勉手当	0.375月〔0.475月〕	0.375月〔0.475月〕	<b>0.40月〔0.50月〕</b>
12月 期末手当	0.80月〔0.70月〕	0.80月〔0.70月〕	0.80月〔0.70月〕
勤勉手当	0.375月〔0.475月〕	<b>0.425月〔0.525月〕</b>	<b>0.40月〔0.50月〕</b>
年間合計	2.20月〔2.20月〕	<b>2.25月〔2.25月〕</b>	<b>2.25月〔2.25月〕</b>

## ③ 扶養手当の見直し【平成29年4月から段階的に改定】

	現行	29年度	30年度以降
配偶者	13,000円	<b>10,000円</b>	<b>6,500円</b>
子	6,500円 (11,000円)	<b>8,000円</b> (10,000円)	<b>10,000円</b>
父母等	6,500円 (11,000円)	<b>6,500円</b> (9,000円)	<b>6,500円</b>

※ 配偶者が不在職員の扶養親族に係る手当額は、1人目のみ（ ）内のおり。  
平成30年度以降は区別なし。

## 2 職員の育児・介護支援制度の拡充 【平成29年1月1日から実施】

## ① 深夜勤務等制限対象職員の育児に係る子の範囲の拡大

特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等を追加

## ② 介護休暇の分割

現行は1回のみ承認（連続6月以内） → 3回まで分割可能（通算6月以内）

## ③ 介護時間の新設

連続3年以内、1日2時間まで介護のため勤務しないことを承認可能

荒尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正（公布の日施行）

現 行		改 正 後						
<p>(勤勉手当) 第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>		<p>(勤勉手当) 第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>						
別表第1（第3条関係） 行政職給料表(1)		別表第1（第3条関係） 行政職給料表(1)						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	円	円	円	円	円	円	円
2	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	361,800
3	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	364,400
	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	366,900

現		行		改		正		後					
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300

現		行		改		正		後						
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	194,700	244,800	284,100	328,600	355,200	384,200	429,100
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100

		現					行					改					正					後				
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300													
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600													
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900													
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200													
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500													
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800													
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100													
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300													
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600													
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900													
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200													
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400													
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700													
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000													
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200													
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400													
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700													
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000													
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200													
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400													
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700													
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000													
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200													
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400													
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500														
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800														
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000														
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200														
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500														

現		行		改		正		後	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	293,300	340,800	379,500	391,800
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	293,700	341,200	379,900	392,000
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	293,800	341,400	380,200	392,200
94		293,600	341,400			294,000	341,800		
95		294,000	341,900			294,400	342,300		
96		294,400	342,300			294,800	342,700		
97		294,600	342,400			295,000	342,800		
98		294,900	342,900			295,300	343,300		
99		295,300	343,300			295,700	343,700		
100		295,700	343,600			296,100	344,000		
101		295,900	343,900			296,300	344,300		
102		296,200	344,300			296,600	344,700		
103		296,600	344,700			297,000	345,100		
104		296,900	345,100			297,300	345,500		
105		297,100	345,600			297,500	346,000		
106		297,400	346,000			297,800	346,400		
107		297,800	346,400			298,200	346,800		
108		298,100	346,800			298,500	347,200		
109		298,300	347,300			298,700	347,700		
110		298,700	347,700			299,100	348,100		
111		299,100	348,000			299,500	348,400		
112		299,400	348,300			299,800	348,700		
113		299,500	348,800			299,900	349,200		
114		299,800				300,200			
115		300,100				300,500			
116		300,500				300,900			
117		300,700				301,100			
118		300,900				301,300			
119		301,200				301,600			

現 行			改 正 後		
120	301,500		120	301,900	
121	301,900		121	302,300	
122	302,100		122	302,500	
123	302,400		123	302,800	
124	302,700		124	303,100	
125	303,000		125	303,400	
再任用 職員	186,500	254,000	186,900	214,400	273,800
		288,500		254,400	288,900
		313,900			314,300
		355,600			356,000

第2条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正（平成29年4月1日施行）

現 行	改 正 後
(扶養手当)	(扶養手当)
第8条 略	第8条 略
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者
3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円）とする。	3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

		改 正 後	
4 略	現 行		
<p>4 略</p> <p>第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届けなければならぬ。</p> <p>は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命権者に届けなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠く。) したが、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。</p> <p>(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合 (前号に該当する場合を除く。)</p> <p>(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合 (第1号に該当する場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し又は死亡した日、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員が扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月の前月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受けた日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。</p>	<p>第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届けなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し又は死亡した場においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員が扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月の前月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受けた日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から</p>	<p>4 略</p> <p>第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届けなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し又は死亡した場においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員が扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月の前月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受けた日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から</p>	



現 行	改 正 後
<p>3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のない者が扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額を改定。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p>	<p>ら行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき</p>

現 行	改 正 後
<p>扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の90</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の85</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

**第3条** 荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（平成29年4月1日施行）

現 行	改 正 後
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p>

**第4条** 荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（平成29年1月1日施行）

現 行	改 正 後
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が</p>

現 行	改 正 後
<p>ら翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。) において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。) が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせない。</p>	<p>当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせない。</p>
<p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるとして規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>5 略</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものにより、介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 略</p>	<p>5 略</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものという。以下同じ。）の介護をするため、<u>任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内</u>において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 略</p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続す</p>

現 行	改 正 後
<p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認) 第17条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>る3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</p> <p>3 介護時間については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認) 第17条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>

附 則  
(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条及び附則第4条の規定 平成29年1月1日
- (2) 第2条及び第3条並びに附則第3条の規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定(荒尾市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第16条の8第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第15号。以下「平成28年3月改正条例」という。)附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、第1条の規定に

よる改正後の給与条例の規定による給与（平成28年3月改正条例附則第3条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成30年3月31日までの間に係る扶養手当に関する特例）

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは、

- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶

たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族

たる要件を欠くに至った場合を除く。)

」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員については、第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これら」と、「その日」とあるのは「この改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者がないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがない職員とす。

(荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第4条の規定による改正前の荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、附則第1条第1項第1号に掲げる規定の施行の日(以下「第1号施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないもの当該介護休暇に係る第4条の規定による改正後の荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項の規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の届出に基づく第1号施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日ま

での日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



## 平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）資料

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左の財源内訳				一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源			その他		
			国県支出金	地方債				
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	△ 1,543				△ 1,543	□特別会計人件費補正による ・国民健康保険特別会計繰出金 △1,543	
	介護保険特別会計繰出金	595				595	□特別会計人件費補正による ・介護保険特別会計繰出金 595	
	後期高齢者医療特別会計繰出金	248				248	□特別会計人件費補正による ・後期高齢者医療特別会計繰出金 248	
	3款計	△ 700				△ 700		
8 土木費	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	419				419	□特別会計人件費補正による ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 419	
	8款計	419				419		
款合計		△ 281				△ 281		
各款職員等人件費		△ 7,060			91	△ 7,151	□給与改定等による ・一般職給 △11,032 ・特別職給 △2,712 ・職員手当等 6,373 ・共済費 311 (財源) ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 91	
補正額		△ 7,341			91	△ 7,432	一般財源 ・財政調整基金繰入金 △7,432	
補正前の額		20,665,479	5,931,259	542,200	1,156,371	13,035,649		
合計		20,658,138	5,931,259	542,200	1,156,462	13,028,217		

## 平成28年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
9款 繰入金	一般会計繰入金	716,752	△ 1,543	715,209	給与改定等に伴う減額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	816,752	△ 1,543	815,209	
その他		8,627,333	0	8,627,333	
歳入合計		9,444,085	△ 1,543	9,442,542	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	83,418	△ 1,543	81,875	給与改定等に伴う減額
	その他	19,383	0	19,383	
	計	102,801	△ 1,543	101,258	
その他		9,341,284	0	9,341,284	
歳出合計		9,444,085	△ 1,543	9,442,542	

## 平成28年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）資料

## &lt; 保険事業勘定 &gt;

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	1,048,666	74	1,048,740	給与改定等に伴う増額
	その他	80,151	0	80,151	
	計	1,128,817	74	1,128,891	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	40,133	128	40,261	給与改定等に伴う増額
	その他	1,515,576	0	1,515,576	
	計	1,555,709	128	1,555,837	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	20,066	64	20,130	給与改定等に伴う増額
	その他	836,828	0	836,828	
	計	856,894	64	856,958	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	53,013	531	53,544	給与改定等に伴う増額
	地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	20,066	64	20,130	給与改定等に伴う増額
	その他	881,512	0	881,512	
	計	954,591	595	955,186	
その他		1,806,519	0	1,806,519	
歳入合計		6,302,530	861	6,303,391	

## 【歳出】

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	90,146	861	91,007	給与改定等に伴う増額 介護保険係職員分 531 地域包括支援センター職 員分 330
	その他	60,445	0	60,445	
	計	150,591	861	151,452	
その他		6,151,939	0	6,151,939	
歳出合計		6,302,530	861	6,303,391	

2号補正後の介護保険特別会計予算は6,331,878千円で、その内訳は、保険事業勘定6,302,530千円、介護サービス事業勘定29,348千円となります。

今回の3号補正により、保険事業勘定を861千円増額しますので、3号補正後介護保険特別会計予算は6,332,739千円となります。

議第95号資料

平成28年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

（単位：千円）

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	37,758	248	38,006	給与改定等に伴う増額
	その他	193,268	0	193,268	
	計	231,026	248	231,274	
6款 諸収入	雑入	5,684	74	5,758	派遣職員の給与改定等に伴う増額
	その他	18,703	0	18,703	
	計	24,387	74	24,461	
その他		490,728	0	490,728	
歳入合計		746,141	322	746,463	

【歳出】

（単位：千円）

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	39,220	322	39,542	給与改定等に伴う増額 高齢者医療係分 248 派遣職員分 74
	その他	3,862	0	3,862	
	計	43,082	322	43,404	
その他		703,059	0	703,059	
歳出合計		746,141	322	746,463	

## 平成28年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	95,374	419	95,793	給与改定等に伴う増額
その他		55,000	0	55,000	
歳入合計		150,374	419	150,793	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	17,652	419	18,071	給与改定等に伴う増額
その他		132,722	0	132,722	
歳出合計		150,374	419	150,793	

## 平成28年度荒尾市下水道事業会計補正予算（第3号）資料

## 収益的收入及び支出

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	下水道事業費用		1,242,700	554	1,243,254		
	1	営業費用	1,087,282	554	1,087,836		
		1	管渠費	35,026	127	35,153	給料 18 手当 45 賞与引当金繰入額 26 法定福利費 38
		3	処理場費	356,537	183	356,720	給料 23 手当 51 賞与引当金繰入額 31 法定福利費 78
		7	総係費	67,944	244	68,188	給料 33 手当 103 賞与引当金繰入額 55 法定福利費 53

## 資本的收入及び支出

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	資本的支出		1,388,565	82	1,388,647		
	1	建設改良費	813,654	82	813,736		
		1	施設建設費	813,654	82	813,736	給料 10 手当 72

収入総額864,006千円－支出総額1,388,647千円＝収支差引△524,641千円

資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額524,641千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,669千円、当年度分損益勘定留保資金343,758千円及び建設改良積立金4,165千円で補填し、なお不足する額145,049千円は一時借入金で措置するものとする。

荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者が雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日に退職する額を減じた額に相当する額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合には、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にはその者</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合には、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にはその者</p>

現 行	改 正 後
<p>の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</u></p> <p>12～14 略</p> <p>15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していない者を含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 略</p>	<p>が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</u></p> <p>12～14 略</p> <p>15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 略</p>



附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 退職職員（退職した荒尾市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の荒尾市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第9条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における荒尾市職員退職手当支給条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下の項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前回の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続き在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合には、0）」とする。
- 3 新条例第9条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の荒尾市職員退職手当支給条例（以下この項及び附則第5項において「旧条例」という。）第9条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつ

て施行日以後に新条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第9条第15項において準用する同条例第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する荒尾市職員退職手当支給条例第9条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する荒尾市職員退職手当支給条例第9条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

荒尾市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(長期継続契約を締結することができる契約) 第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) <u>役務の提供を受ける契約については、規則で定めるもの</u></p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(長期継続契約を締結することができる契約) 第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) <u>役務の提供を受ける契約については、規則又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程(以下「規則等」という。)で定めるもの</u></p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則等</u>で定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
別表第2 (第15条関係)		別表第2 (第15条関係)	
種別	区分	種別	区分
略	略	略	略
ごみ処理手数料	略	ごみ処理手数料	略
収集路線等に排出する場合	略	収集路線等に排出する場合	略
	事業者(少量排出に限る。)	(1) 指定ごみ袋大(45リットル相当)10枚入り1組につき	1,338円
		(2) 指定ごみ袋小(15リットル相当)10枚入り1組につき	446円
備考	略	備考	略

附 則  
この条例は、平成29年4月1日から施行する。

荒尾市農業委員会の委員の定数条例及び荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市農業委員会の委員の定数条例の一部改正

現	行	改	正	後
<u>荒尾市農業委員会の委員の定数条例</u>				
(趣旨)				<u>荒尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例</u>
第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の規定に基づき、 <u>荒尾市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員の定数を定めるものとする。</u>	第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、 <u>荒尾市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。</u>			
(選挙による委員の定数)				(農業委員の定数)
第2条 法第7条第1項の規定に基づく農業委員会の選挙による委員の定数は、12人とする。	第2条 法第7条第1項の規定に基づく農業委員会の選挙による委員の定数は、14人とする。			
(選任による委員の定数)				(推進委員の定数)
第3条 農業委員会の選任による委員のうち、法第12条第1号に規定する委員は、次に掲げる団体からの推薦とし、各1人とする。 (1) <u>玉名農業協同組合</u> (2) <u>熊本県農業共済組合</u> (3) <u>荒尾市土地改良区</u>	第3条 農業委員会の選任による委員のうち、法第12条第1号に規定する委員は、次に掲げる団体からの推薦とし、各1人とする。 (1) <u>玉名農業協同組合</u> (2) <u>熊本県農業共済組合</u> (3) <u>荒尾市土地改良区</u>			
2 農業委員会の選任による委員のうち、法第12条第2号に規定する委員の定数は、1人とする。				

第2条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正

現	行	改	正	後
<u>荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正</u>				
(趣旨)				(趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条第4項、第203条の2第4項及び第207条の規定に基づき、 <u>市議会議員、選挙管理委員会委員、教育委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員、国民健康保険運営協議会委員、法令又は条例に基づく委員会の委員（別に条例の定めがある</u>	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条第4項、第203条の2第4項及び第207条の規定に基づき、 <u>市議会議員、委員会議員、委員会の委員、非常勤の監査委員（以下「監査委員」という。）その他の委員（別に条例の定めがある場合を除く。）</u> 、 <u>専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会</u>			

現 行	改 正 後																																
<p>場合を除く。) 専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び投票箱送致立会人(以下「特別職の職員」という。)並びに法第74条の3第3項及び第100条第1項後段(第287条の2第7項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第115条の2第2項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人、法第251条の2第9項の規定により出頭した当事者及び関係人(以下「出頭関係人等」という。)並びに法第115条の2第1項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者(以下「公聴会参加者」という。)並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第6項の規定による公平委員会に出頭する証人に対する議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>人、開票立会人、選挙立会人及び投票箱送致立会人(以下「特別職の職員」という。)並びに法第74条の3第3項及び第100条第1項後段(第287条の2第7項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第115条の2第2項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人、法第251条の2第9項の規定により出頭した当事者及び関係人(以下「出頭関係人等」という。)並びに法第115条の2第1項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者(以下「公聴会参加者」という。)並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第6項の規定による公平委員会に出頭する証人に対する議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>																																
<p>(議員報酬及び報酬の日割計算による支給) 第3条 市議会議員の議員報酬並びに選挙管理委員会委員、教育委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び国民健康保険運営協議会委員の報酬は、その選挙補充又は選任された当月から日割計算でこれを支給する。</p>	<p>(議員報酬及び報酬の日割計算による支給) 第3条 市議会議員の議員報酬並びに選挙管理委員会委員、教育委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び国民健康保険運営協議会委員の報酬は、その選挙補充又は選任された当月から日割計算でこれを支給する。</p>																																
2 略	2 略																																
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1101 1164 1444 2060"> <caption>報酬及び手当</caption> <tr> <th>委員等の別</th> <th>監査委員</th> <th>教育委員会委員</th> <th>選挙管理委員会委員</th> <th>公平委員会委員</th> <th>農業委員会委員</th> <th>国民健康保険委員等</th> <th>選挙従事者</th> </tr> <tr> <td>報酬等の額の基礎</td> <td>月 月 日</td> <td>月 月 日</td> <td>月 月 日</td> <td>月 月 日</td> <td>月 月 日</td> <td>月 月 日</td> <td>月 月 日</td> </tr> </table>	委員等の別	監査委員	教育委員会委員	選挙管理委員会委員	公平委員会委員	農業委員会委員	国民健康保険委員等	選挙従事者	報酬等の額の基礎	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1101 112 1444 1075"> <caption>報酬</caption> <tr> <th>区分</th> <th>監査委員</th> <th>教育委員会</th> <th>選挙管理委員会</th> <th>公平委員会</th> <th>農業委員会</th> <th>国民健康保険その他運営協議会等</th> <th>選挙従事者</th> </tr> <tr> <td>報酬等の額の基礎</td> <td>月 月 日</td> <td>月 月 日</td> <td>月 月 日</td> <td>月 月 日</td> <td>月 月 日</td> <td>月 月 日</td> <td>月 月 日</td> </tr> </table>	区分	監査委員	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	農業委員会	国民健康保険その他運営協議会等	選挙従事者	報酬等の額の基礎	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日
委員等の別	監査委員	教育委員会委員	選挙管理委員会委員	公平委員会委員	農業委員会委員	国民健康保険委員等	選挙従事者																										
報酬等の額の基礎	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日																										
区分	監査委員	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	農業委員会	国民健康保険その他運営協議会等	選挙従事者																										
報酬等の額の基礎	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日																										







現 行	改 正 後
<p><u>と協議して定める額とする。</u></p>	<p>書の規定により、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げる場合の当該期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(1) <u>投票管理者</u> 日額11,100円以内で、従事する時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額</p> <p>(2) <u>投票立会人</u> 日額9,500円以内で、立会時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額</p> <p>5. <u>指定病院等の不在者投票における外部立会人の報酬の額は、日額10,700円以内で、立会時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額とする。</u></p>

附 則

この条例は、平成29年7月20日から施行する。

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次に定めるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 保険外併用療養費 ア・イ 略 ウ <u>硬膜外自家血注入療法</u> 1回につき <u>23,000円</u></p> <p>(4)～(7) 略 2 略</p>	<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次に定めるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 保険外併用療養費 ア・イ 略 ウ <u>医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用のうち感染症の予防に適応を持つ医薬品の投与に係るもの</u> (ア) <u>イナビル吸入粉末剤20mg</u> 1処方につき <u>5,230円</u> (イ) <u>リレンザ</u> 1処方につき <u>3,910円</u> (ウ) <u>タミフルカプセル75</u> 1処方につき <u>3,660円</u> (エ) <u>タミフルドライシロップ3%</u> 1処方につき <u>3,660円</u> (4)～(7) 略 2 略</p>

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

## 平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第6号）資料

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	議会事務局人件費（臨時及び非常勤職員雇用）	223				223	□業務量の増加に対応するため ・非常勤職員報酬 223
	1 款計	223				223	
2 総務費	市民応援事業費	1,000			1,000		□緑化講習会の開催 ・委託料 1,000 (財源) ・くまもと緑・景観協働機構 助成金 1,000
	マイナンバー業務臨時職員雇用事業費（税務課）	433				433	□確定申告時のマイナンバー業務対応のため ・健康労働保険料 58 ・賃金 375
	賦課事務費	540				540	□マイナンバー導入による住民税申告支援システム改修 ・委託料 540
	2 款計	1,973			1,000	973	
3 民生費	住居確保給付金事業費	5,292				5,292	□平成27年度国庫負担金の精算 ・返還金 5,292
	簡素な給付措置事業費（経済対策分）	4,753	4,753				□平成28年度簡素な給付金対象者のうち低所得者への給付金の給付 ・普通旅費 10 ・消耗品費 421 ・印刷製本費 405 ・郵便料 1,012 ・委託料 2,905 (財源) ・国庫補助金 4,753
	生活困窮者自立相談支援等事業費	3,359				3,359	□平成27年度国庫負担金、補助金の精算 ・返還金 3,359
	簡素な給付措置事業費（経済対策分）（時間外手当）	31	31				□平成28年度簡素な給付金対象者のうち低所得者への給付金関連経費 ・時間外手当 31 (財源) ・国庫補助金 31
	障害者福祉総務費	641				641	□平成27年度国庫負担金の精算 ・返還金 641
	介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費	60,524	17,254		459	42,811	□障害児通所給付費の増及び平成27年度国庫負担金の精算 ・扶助費 23,006 ・返還金 37,518 (財源) ・国庫負担金 11,503 ・県負担金 5,751 ・障害者介護・訓練等給付費返還金（過年度） 36 ・障害児通所給付費返還金（過年度） 423
	自立支援医療費支給事業費	1,311				1,311	□平成27年度国庫負担金の精算 ・返還金 1,311

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	障害者補装具給付費	5,447				5,447	□平成27年度国県負担金の精算 ・返還金 5,447
	療養介護医療費支給事業費	1,799				1,799	□平成27年度国県負担金の精算 ・返還金 1,799
	ファミリー・サポート・センター事業費	800	532			268	□会員数の増加による ・委託料 800 (財源) ・国庫補助金 266 ・県補助金 266
	特別保育事業費	1,884				1,884	□平成27年度国庫補助金の精算 ・返還金 1,884
	児童扶養手当支給事業費	1,595				1,595	□平成27年度国庫負担金の精算 ・返還金 1,595
	生活保護受給者就労支援事業費	236				236	□平成27年度国庫負担金の精算 ・返還金 236
	生活保護費	24,192				24,192	□平成27年度国庫負担金の精算 ・返還金 24,192
	3 款計	111,864	22,570		459	88,835	
4 衛 生 費	任意予防接種助成事業費	1,515				1,515	□予防接種受診者の増加による ・補助金 1,515
	ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費	71				71	□荒尾干潟水鳥・湿地センター(仮称)建設予定用地の埋設物撤去工事に伴う仮設トイレ移設 ・委託料 71
	荒尾干潟水鳥・湿地センター(仮称)関連事業費	13,247				13,247	□荒尾干潟水鳥・湿地センター(仮称)建設予定用地の埋設物撤去工事 ・工事請負費 13,247
	健康増進事業費	2,260			761	1,499	□検診受診者の増加による ・委託料 2,260 (財源) ・実費徴収金 761
	4 款計	17,093			761	16,332	
6 農 林 水 産 業 費	農業総務費	433				433	□職員の災害派遣による欠員補充 ・健康労働保険料 57 ・賃金 376
	荒尾梨ヤケ梨対策事業費	267				267	□干ばつによる被害を受けた梨生産者への緊急対策 ・補助金 267

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	経営構造対策事業費（経営 体育成交付金）	201			201		□平成26年度（補正）県補助金の精算 ・ 返還金 201 （財源） ・ 経営体育成支援事業補助金 返還金 201
	くまもと攻めの園芸産地育 成対策事業費	1,173	1,173				□農家が組織する団体の機械、設備 等の導入に対する補助 ・ 補助金 1,173 （財源） ・ 県補助金 1,173
	耕地費	5,715				5,715	□生産施設助成金の増 ・ 補助金 5,715
	林業木材産業生産性強化対 策事業費	83,800			83,800		□平成26年度森林整備促進及び林業 等再編資金への返還 ・ 返還金 83,800 （財源） ・ 森林整備促進及び林業等再編 資金返還金 83,800
	6 款計	91,589	1,173		84,001	6,415	
8 土 木 費	土木総務費（土木課人件 費）			△ 4,970		4,970	□地方債の充実に伴う財源調整 （財源） ・ 道路橋梁事業債 1,780 ・ 海岸保全事業債 △6,750
	社会資本整備総合交付金事 業費（大谷長洲港線）	33,431	18,387	16,020		△ 976	□国の補正に伴う工事請負費の増額 ・ 工事請負費 33,431 （財源） ・ 国庫補助金 18,387 ・ 道路橋梁事業債 16,020
	道路改良単独事業費	1,296				1,296	□JR九州鹿児島本線踏切の改良工事 施工負担金 ・ 負担金 1,296
	社会資本整備総合交付金事 業費（荒尾港海岸堤防）	△ 76,500	△ 40,000	△ 29,050		△ 7,450	□国庫補助対象金額に合わせた工事 費の変更及び事業繰越に伴う事務費 組替え ・ 普通旅費 50 ・ 消耗品費 2,262 ・ 燃料費 546 ・ 手数料 162 ・ 使用料 108 ・ 借上料 372 ・ 工事請負費 △80,000 （財源） ・ 国庫補助金 △40,000 ・ 海岸保全事業債 △29,050
	8 款計	△ 41,773	△ 21,613	△ 18,000		△ 2,160	
10 教 育 費	児童生徒の運動部活動等あ り方検討会事業費		74			△ 74	□県補助金の交付決定による （財源） ・ 県支出金 74
	国重要文化財建造物保存修 理事業費			9,500		△ 9,500	□地方債の充実に伴う財源調整 （財源） ・ 社会教育施設整備事業債 9,500
	10 款計		74	9,500		△ 9,574	

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
11 災害 復旧 費	現年農林水産災害復旧事業 費	919				919	□6月発生の豪雨災害復旧費 ・修繕費 919
	11款計	919				919	
	款 合 計	181,888	2,204	△ 8,500	86,221	101,963	
	補 正 額	181,888	2,204	△ 8,500	86,221	101,963	一般財源 ・療育医療費国庫負担金(過年度分) 396 ・療育医療費県負担金(過年度分) 198 ・臨時財政対策債 27,512 ・普通交付税 73,857
	補正前の額	20,658,138	5,931,259	542,200	1,156,462	13,028,217	
	合 計	20,840,026	5,933,463	533,700	1,242,683	13,130,180	

## 平成28年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 前期高齢者交付金	前期高齢者交付金	2,585,435	2,495	2,587,930	交付金決定に伴う増額
11款 諸収入	雑入	77,598	△ 5,169	72,429	
	その他	9,200	0	9,200	
	計	86,798	△ 5,169	81,629	
その他		6,770,309	0	6,770,309	
歳入合計		9,442,542	△ 2,674	9,439,868	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金	776,375	△ 2,267	774,108	支援金決定に伴う減額
	その他	56	0	56	
	計	776,431	△ 2,267	774,164	
4款 前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金	342	168	510	納付金決定に伴う増額
	その他	54	0	54	
	計	396	168	564	
6款 介護納付金	介護納付金	281,209	△ 575	280,634	納付金決定に伴う減額
その他		8,384,506	0	8,384,506	
歳出合計		9,442,542	△ 2,674	9,439,868	

## 平成28年度荒尾市水道事業会計補正予算（第1号）資料

## 収益的收入及び支出

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	水道事業費用		1,029,104	10,152	1,039,256	
	1	営業費用	935,307	10,152	945,459	
		1	原水及び浄水費	6,912	306,771	修繕 5,400 竜門ダム負担金 1,512
		2	配水及び給水費	3,240	93,424	修繕

## 資本的收入及び支出

## 収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的收入		441,832	97,699	539,531	
	1	企業債	227,000	65,100	292,100	
		1	建設改良企業債	65,100	292,100	
	4	補助金	190,281	32,599	222,880	
		1	補助金	32,599	222,880	

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的支出		757,007	113,637	870,644	
	1	建設改良費	534,699	113,637	648,336	
		1	配水設備拡張費	101,757	341,810	一元化工事
		2	配水設備改良費	11,880	297,756	上の原浄水場分担金 5,400 機械電気追加工事 6,480

収入総額539,531千円－支出総額870,644千円＝収支差引△331,113千円

資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額331,113千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,886千円、当年度分損益勘定留保資金180,717千円及び建設改良積立金127,510千円で補填するものとする。



## 平成28年度荒尾市下水道事業会計補正予算（第4号）資料

収益的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	下水道事業費用		1,243,254	1,760	1,245,014	
	1	営業費用	1,087,836	1,760	1,089,596	
		7 総係費	68,188	1,760	69,948	大島四丁目筆界確定業務 弁護士報酬 1,080 弁護士旅費 200 弁護士費用 480